

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第2期ニホンジカ管理計画
 意見募集期間 : 平成29年2月8日～平成29年2月28日
 意見等の提出件数 : 3件(3人)

意見等の概要	件数	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ シカが生息していても、問題の無い場所を設定すべきである。 シカ捕獲のための、生息数の推定研究だけではなく、シカの増加理由の研究により、原因を突き止めた対策が必要で、被害防除等の対処療法ばかりではだめである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の被害状況から、シカの適正な管理が優先事項と必要と考えており、県では、当面の目撃効率を1.0以下に、長期的には0.5以下を目標としています。 また、食害により消滅した森林の下層植生を回復させるための取組みを進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ シカを捕殺して、農作物被害や下層植生の衰退を食い止めようとするのは間違っている。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの調査から、シカの生息密度と被害の関係が比例しており、適正な密度管理のための一定の捕獲が必要と考えています。 また、防護柵設置や集落に寄せ付けない集落自らの被害対策も必要であり、捕獲とあわせて総合的な対策を実施することとしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃効率1.0以下になった地域は、前倒しして、長期目標をめざすことを明記すべきである。 ・ 数十年前までに生息が見られなかった地域では、完全に駆除することを目標とすべきである。 ・ 「防護柵の機能向上に関する支援を進める」とあるが、機能維持のための防護柵の維持管理活動や修繕に要する費用に対する助成措置を講じるべきである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体では、当面の個体数管理として、目撃効率を1.0以下に、長期的には0.5以下を目標としています。 ・ 目標の個体数管理が達成した後は、地域の実態に応じた目標設定を検討していきます。 ・ 防護柵の点検、修繕など、日々の維持管理については、地域の集落や設置者をお願いしており、柵の嵩上げや災害で被災した柵の復旧経費については、助成措置を行っています。

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第2期イノシシ管理計画
 意見募集期間 : 平成29年2月8日～平成29年2月28日
 意見等の提出件数 : 4件(4人)

意見等の概要	件数	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> • 推定生息数を見ると1万頭程度しか生息していないので、保護計画にすべきである。 六甲山のイノシシに癒やされている人も多いため、害獣視するべきではない。 	1	<ul style="list-style-type: none"> • イノシシは、シカに比べ個体数変動が激しく、生息数の推定が困難な動物です。 しかし、農業被害額はシカよりも大きく、生息域も拡大していることから、管理計画の対象鳥獣に位置づけています。 市街地に出没する六甲山イノシシは、餌付け等により人馴れし、自然界の個体の行動とは異なり、人身被害を発生させています。
<ul style="list-style-type: none"> • 管理の目標で、農業被害の「深刻」及び「大きい」集落の割合を半減させるとあるが、集落の割合というのは管理の目標として適切ではないのではないかと。具体的な捕獲目標頭数を掲げて個体数管理を進めるべきである。 • 「防護柵の機能の維持や改善を支援する」とあるが、防護柵の維持管理活動や修繕に要する費用に対する助成措置を講じられたい 	1	<ul style="list-style-type: none"> • イノシシは個体数変動が激しい動物であり、生息数の推定には誤差が大きいことから、推定生息数は参考として記載しています。このため、捕獲目標頭数は、近年の捕獲実績を踏まえ、当面は年間1万5千頭以上を目途に捕獲を推進し、必要に応じて見直します。 • 防護柵の点検、修繕など、日々の維持管理については、地域の集落や設置者をお願いしており、柵の嵩上げや災害で被災した柵の復旧経費については、助成措置を行っています。
<ul style="list-style-type: none"> • 防護柵で、被害の軽減が出来ている地域では、有害捕獲を行わないようにしてほしい。 • 奥山のスギヒノキ人工林を広葉樹の自然林へ復元し、集落と生息地の棲み分けを行ってほしい。 	2	<ul style="list-style-type: none"> • 有害捕獲は、被害が発生している地域で実施しており、防護柵の設置により、被害軽減の相乗効果が見込まれます。 • 奥地の高齢人工林を部分伐採し、広葉樹を植栽する針葉樹林と広葉樹林の混交林整備も実施しています。

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第2期ニホンザル管理計画
 意見募集期間 : 平成29年2月8日～平成29年2月28日
 意見等の提出件数 : 4件(4人)

意見等の概要	件数	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4群以上の地域個体群で、サイズの小さい群れ場合は「部分捕獲」も可とし、オトナメス数による捕獲制限を緩和する、といった措置を設けるべきである。 ・ 集落への加害状況を判断する「被害」については、「生活被害」と「農作物被害」があるので、その旨を明記した方が良い。 ・ 加害レベル判定表において、3ポイントと判断する内容として、「器物を破損する、倉庫や住居に侵入する個体がいる」との具体的な基準を追記しておいた方が良い。 ・ 京都側の群れの遺伝子的情報サンプルを収集し、兵庫県側の個体群との交流状況を分析・評価し、現状の地域個体群の設定が妥当かを検討していく必要がある。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、群れごとに、具体的に管理方法を決定する予定であり、その中で対応を検討します。 ・ 農業被害や生活被害以外の種々の被害を包括できるように、あえて限定していません。 ・ 生活被害レベルとして、「器物を破損する、倉庫や住居に侵入する個体がいる」と追記しました。 ・ 今後、京都も含めた隣接府県との連携を強化し、地域個体群管理の検討を進めていくこととします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに、殺処分してきたサルの個体数を明記すべきである。 ・ かつて、サルは奥山から人里に出没しなかったという状況に戻すよう、奥山の自然林化を急ぐべきである。 ・ 美方の2群は、絶滅の恐れがあるため、保護の対象にすべきである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料編(P8)に、昭和60年から平成27年度までの、地域個体群ごとの年度別捕獲頭数を記載しています。 ・ 生息地管理のための森林整備を進めます。また、集落への依存度が低く、主に森林内で生活している群れもあることから、防護柵や追い払い等により、行動圏を森林内にとどめる対策も継続して進めます。 ・ 年度別事業計画において、美方A群、B群の2群は、原則、全面捕獲禁止としています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ サルを群れごと捕獲することは、やめるべきである。 ・ 奥山のスギ、ヒノキ人工林を広葉樹の自然林へ復元し、集落と生息地の棲み分けを行うべきである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4つ以上の群れのある地域個体群において、加害レベルが著しく高く、人慣れが進み、追い払い等の被害防除対策の効果の少ない群れに対し、人との軋轢及び被害軽減を図るため群れごと捕獲し、残りの集落に依存しない群れを適正に保護管理することにより、地域個体群の安定的維持につながると考えています。 ・ 高齢人工林を部分伐採し、広葉樹を植栽する針葉樹林と広葉樹林の混交林整備を実施しています。また、棲み分けを行なうため、バッファゾーンの設置や監視体制を強め、追い払いを実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ オトナメスの頭数が10頭を下回ると、絶滅確率は急激に大きくなる、とされているが、「絶滅確率が高い」とは言い難い。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ オトナメスが10頭以上では、絶滅確率は2%以下で緩やかに変化するのに対し、10頭を下回ると、その変化が急激に増加しています。

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : ツキノワグマ管理計画
 意見募集期間 : 平成29年2月8日～平成29年2月28日
 意見等の提出件数 : 27件 (27人)

意見等の概要	件数	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 有害捕獲により捕獲(捕殺)した個体が、実際に害を与えた加害個体であるとする確認方法について明記すべきである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 「有害捕獲できるゾーニングの設定や個体の大きさ、形状等の目撃情報等から、集落に執着する加害個体であるかを判断する」旨を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 集落周辺200mの範囲内に近づいたクマを殺処分できるという案には反対する。 	6	<ul style="list-style-type: none"> 「有害捕獲できるゾーニングを集落からおおむね200mを目安に、集落の活動範囲など、地域の実情に応じて設定する」旨を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 1994年に環境庁が禁止した「クマ狩猟禁止令」を資料として残すべきである。 兵庫県版レッドデータブックから外さないでほしい。 クマの推定生息数を算出するためにベイズ推定の使用をやめるべき。 兵庫県に属する近畿北部地域個体群の推定増加率(中央値)が20%である原因を追求すべき。 集落ゾーンから200mの基準で、集落周辺ゾーンという範囲を設定すべきではない。 不確かな推定生息数を根拠に、狩猟を再開することは問題である。 生息数推定の計算過程を全て公表すべきである。 生息管理の記述が手薄であり、人工林率(広葉樹林に転換)の数値目標を年度別に示してほしい。 モニタリング用に、クマに装着する首輪は、時間が経過した時点で外れるようになっているのか、また、その追跡調査結果は公表すべきである。 クマが誤捕獲されるおそれのある場所で、檻を設置する場合、餌にクマを誘引する「糠」を使わないように指導すべきである。 クマによる林業被害額の計算方法を教えてほしい。 	15	<ul style="list-style-type: none"> 環境省令の鳥獣保護管理法施行規則第10条に、狩猟鳥獣の捕獲禁止が定められており、兵庫県はクマの捕獲禁止区域とはなっていません。 兵庫県レッドデータブックから、対象外とする予定はありません。 生息数の推定は、標識再捕獲法を基本に、年度変動の影響を受ける密度指標や餌となる堅果類の豊凶指数を階層ベイズ法により統計処理しており、国や他の自治体などで利用されている信頼度の高い手法であることから、現時点で最適の方法と考えています。 推定増加率は、繁殖による増加と地域間の移動(隣接府県からの流入、流出)による増減が関係しています。 「有害捕獲できるゾーニングを集落からおおむね200mを目安に、集落の活動範囲など、地域の実情に応じて設定する」旨を記載します。 生息動向のトレンドと標識再捕獲法を基本とした推定生息数をもとに、現行のツキノワグマ保護計画に基づき、昨年に狩猟を解禁しました。 生息数の推定で使用したデータ、計算方法等は、別途作成している年度別事業実施計画や森林動物研究センターの研究広報等に公表しています。 生息地管理については、野生動物共生林整備等により間伐や郷土広葉樹の植栽や高齢人工林を部分伐採し、広葉樹を植栽する針葉樹林と広葉樹林の混交林整備を実施します。また、県内の森林の42%が広葉樹であり、多様な野生動物が生息できる森林を維持していきます。 首輪は、調査期間終了後、自動で外れるタイプを採用する予定で、数ヶ月で脱落します。 追跡調査のモニタリング結果は、年度別事業実施計画に記載します。 餌付け方法等の工夫等を指導するほか、シカ、イノシシの捕獲に有効で、クマを誘引しないエサの選定方法は引き続き検討します。 現地で被害が確認された被害面積に単位当りの材価を掛けて算出しています。
<ul style="list-style-type: none"> クマの生息区域ではない中国縦貫道以南では、誤捕獲された個体を放獣することは、住民の理解や同意が得られないので、ツキノワグマを計画区域から外しておくべきである。 また、区域に含む場合は、捕獲された個体 	1	<ul style="list-style-type: none"> 健全なクマの生息数を維持しながら、人身被害ゼロを目指し、クマと人間との棲み分けを図ることを目的にゾーニングを設定し、集落や集落周辺ゾーンでの有害捕獲の実施など、被害リスク管理を行っていきます。

<p>は、危機管理上、直ちに有害駆除できる制度とすべきである。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> シカやイノシシを捕獲する檻に、間違っ て進入したクマが脱出できる口を設けること。 個体数調整するために被害を出していない クマを殺害することや予察駆除は行わない ことを明記すべきである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 脱出口の設置は、逆に、繰り返しワナにかかる クマを学習させてしまう恐れがあるため、推奨は していません。 現状では、個体数調整のための捕獲や予察捕獲 を実施する内容は、記載していません。
<ul style="list-style-type: none"> 成獣頭数を基準に、狩猟の是非を判断しな ければならないところ、幼獣も含めた総個体 数で判断するといった恣意的な運用方針に は問題がある。また、県内に存在する「東中 国」と「近畿北部」の地域個体群ごとに保護 管理を打ち出していないことが大きな問題 である。 「計画策定の目的」に生息地の管理が入っ ていない。 推定生息数の増加と出没の因果関係は、不 明確である。 環境省のガイドラインに沿って、狩猟も有 害捕獲もできない、クマの生活優先である 「コア生息地」を計画に設けるべきである。 捕獲上限頭数で定めた捕獲は、いかなる場 合においても厳守すべきである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定に当たっては、環境省のガイドライン も参考に、兵庫県の調査研究結果に基づき判断し ており、本県の推定生息数の算出に使用している データは、ほぼ成獣で、推定生息数も成獣と扱っ ています。 また、地域個体群ごとの評価が望ましいが、隣 接府県のデータ不足から現時点では困難であり、 今後は、隣接府県間の統計手法の統一やデータ蓄 積を図り、地域個体群ごとの広域の管理体制を構 築していきます。一方で、円山川で分断されてい る両個体群の行動範囲の境界が不明確になりつつ あり、遺伝子解析からも両個体群の交流が進んで いる結果も確認されています。 生息地の管理は、目的でなく、手段であるため、 目標達成のための方策の中で生息環境管理に取り 組むこととしています。 出没情報の件数増加、出没範囲の拡大、捕獲数 や再捕獲数など、様々な因子から、推定生息数の 増加と出没増加には一定の関係があるものと判断 しています。 クマのみに関わらず、野生鳥獣の保護、生息環 境の保全が必要な場合は、鳥獣保護区等に指定し、 捕獲の制限を行っており、今後、クマの行動特性 等の調査研究の結果を踏まえ、追加指定等を検討 していきます。 人身事故等の防止に必要な有害捕獲の実施、狩 猟の自粛など、適切に実施していきます。
<ul style="list-style-type: none"> クマの頭数増加に伴い、農業被害や人身被 害の増加の懸念も高まっているため、狩猟者 によるクマ捕獲のインセンティブとなるよ うな施策を併せて実施すべきである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟により、クマを山中に追い戻す効果が期待 されることから、今後は、クマに対する抵抗力を 向上させる施策は必要と考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 生息数が増加している根拠が希薄であり、 オスによる小熊殺しの習性など、自然淘汰性 を鑑みた高死亡率も配慮すべきである。 「クマが人を恐れる」ことを学習させる という考えは、人間の思い込みである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、データ蓄積による検証を進め、今後 の生息数の推定の参考とします。 これまでに、学習放獣した個体の2/3は、再 捕獲されておらず、引き続き、データ蓄積による 検証を進めています。